

平成21年第1回葛城市議会臨時会会議録（第1日目）

1. 開会及び閉会 平成21年5月25日 午前10時00分 開会  
午後 3時47分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 赤井 佐太郎	2番 朝岡 佐一郎
3番 西井 覚	4番 藤井本 浩
5番 吉村 優子	6番 阿古 和彦
7番 川辺 順一	8番 川西 茂一
9番 寺田 惣一	10番 下村 正樹
11番 岡島 辰雄	12番 野志 昭
13番 西川 弥三郎	14番 南 要
15番 亀井 一二三	16番 高井 悦子
17番 白石 栄一	18番 石井 文司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥	副市長	杉岡 富美雄
教育長	大西 正親	総務部長	大武 勇吉
企画部長	森川 重裕	市民生活部長	安川 登
都市産業部長	石田 勝朗	保健福祉部長	花井 義明
教育部長	高木 久雄	水道局長	正田 貴一
消防長	中島 克比虎	会計管理者	森田 源千代

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福井 良祝	書記	中嶋 卓也
書記	西川 雅大		

6. 会議録署名議員 2番 朝岡 佐一郎 14番 南 要

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

- (葛城市税条例等の一部を改正することについて)
- 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて)
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度葛城市一般会計補正予算(第1号)について)
- 日程第6 議第33号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第34号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第35号 葛城市一般職の職員ゝの給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第9 閉会中の継続調査並びに継続審査について

開 会 午前10時00分

**石井議長** ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成21年第1回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、平成21年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会も、議員各位の格段のご協力によりまして最後まで議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本臨時会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3、承認第3号から日程第8、議第35号までの6議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

**山下市長** 皆さん、おはようございます。

本日、葛城市議会平成21年第1回臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、新型インフルエンザが世界的に大流行している中、今月16日に国内で初めて感染の確認がされ、関西地方を中心に感染が拡大しているところでございます。

そうした中、本市におきましては、今後の感染の拡大防止、また、必要な対策を関係機関と協力し迅速かつ総合的に対処するため、新型インフルエンザ対策本部を今月11日に設置したところでございます。

幸いにして葛城市内ではインフルエンザ様の子供さんたち等が二十数名いらっしゃいましたけれども、全てインフルエンザではなかったと。また、本日も白鳳中学でインフルエンザ様の生徒が出ておったということでございましたけれども、先ほど検査の結果、通常のインフルエンザだけだったということでございます。

つきましては、市民の皆さんの健康を守るために、対策本部が中心となり、関係機関と連携をとりながら全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員の皆様を初め市民の皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会でご審議をいただく案件といたしまして、専決処分の報告が3件、条例案件が3件の合計6件でございます。提案時に内容説明を申し上げますので、何とぞよろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

**石井議長** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、2番、朝岡佐一郎君、14番、南要君を

指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、審議日程、審議方法について議会運営委員会で協議を願っておりますので、議会運営委員長からの報告を願います。

4番、藤井本君。

**藤井本議会運営委員長** おはようございます。

平成21年第1回葛城市議会臨時会に当たり、去る5月18日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず、議事日程及び審議方法でございますが、日程第3、承認第3号から日程第5、承認第5号につきまして、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論・採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第6、議第33号から日程第8、議第35号までの3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑までを行い、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。そして、本会議休憩中に総務文教常任委員会を開催し、付託議案について審査をいただき、委員会終了後、午後3時30分より本会議を再開し、委員長報告を受けた後、質疑を行い、1議案ごとに討論・採決を行います。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、会期は、本日5月25日の1日といたします。

以上、皆様のご理解よろしくお願いいたします。

**石井議長** ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、承認第3号から日程第5、承認第5号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました承認第3号から承認第5号までの3議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例等の一部

を改正することについてでございます。今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月27日に成立し、平成21年3月31日に公布されたことに伴い、平成21年度から適用すべき部分を改正することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

改正の主なものにつきましては、個人住民税において平成21年10月から実施される公的年金の特別徴収制度の一部変更で、従来予定されていた給与所得等は特別徴収せず、公的年金等にかかわる所得割額及び均等割額についての住民税の特別徴収となります。

次に、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率につきましては、金額に関係なく、平成21年から平成23年までの3年間ににつきまして軽減税率が適用されます。

次に、固定資産税におきましては、医療関係者の養成所における教育の用に供する固定資産にかかわる非課税措置の拡充、また、社会医療法人が緊急医療等確保事業の用に供する固定資産にかかわる非課税措置の創設となっております。

次に、平成21年度から平成23年度までの土地にかかわる固定資産税の負担調整措置の継続で、平成21年度評価替えに伴い、宅地等に関わる負担調整措置の仕組みを継続するとともに、据え置き年度において地価が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができるとなっております。

次に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成21年6月4日に施行されることにより、同日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅について、新築から5年度分の固定資産税が軽減されます。

なお、条例の施行日につきましては、地方税法の一部改正に合わせまして、一部を除き平成21年4月1日から施行したものでございます。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成21年3月31日に公布されたことによりまして、平成21年度課税から適用することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

改正の主なものにつきましては、介護納付金課税額の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算限度額が9万円から10万円となるための改正でございます。

また、国民健康保険税の2割軽減の対象となる者について、軽減基準所得を超えない場合であっても、前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないとするときは軽減対象としないこととされていましたが、この条件が削除されたことに合わせ、本市の2割軽減についても一律に適用することとした改正でございます。

なお、条例の施行日につきましては、地方税法等の一部改正に合わせまして、平成21年4月1日から施行したものでございます。

最後に、承認第5号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成21年度葛城市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。今回の補正予算につきましては、元本市嘱託職員からの退職手当金にかかわる訴状提出に伴い、葛城市が被告となる裁判の対応につ

いて訴訟行為を委任するに当たり、その訴訟弁護委託料として、歳入歳出それぞれ50万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億1,450万円としたものでございます。

なお、本補正予算につきましては、平成21年4月1日付で専決処分を行ったものでございます。

以上、よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

**石井議長** これより質疑に入りますが、本3議案は一括質疑とし、討論・採決は1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより日程第3、承認第3号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第3号議案を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第4号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第4号議案を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第5号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第5号議案を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、議第33号から日程第8、議第35号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案につき提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第33号から議第35号までの3議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本3議案につきましては、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、民間企業における本年の夏のボーナスが大幅に減少する見込であるということを受け、人事院による緊急の特別調査が実施され、その結果に基づき勧告されたところでございます。

この勧告を受けまして、国におきましては完全実施することの決定がなされ、6月の期末・勤勉手当の支給基準日である6月1日までに法律を改正する手続を進められているところでございまして、本市におきましても国家公務員に準じた措置を講ずるため改正を行うものでございます。

初めに、議第33号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、国の特別職に対し支給されます本年6月の期末手当につきましても一部暫定的に凍結されるため、本市におきましても国に準じた措置を講ずるため、本市の議会議員に対し支給する本年6月の期末手当の支給月数を現行の1.6月から0.15月分を凍結し、1.45月分の支給とするものでございます。

次に、議第34号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましても前議案と同様に、本市の常勤の特別職に対し支給する本年6月の期末手当の支給月数を現行の1.6月から0.15月分を凍結し、1.45月分の支給とするものでございます。

次に、議第35号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、一般職の国家公務員と同様に、本市の一般職の職員に対し支給する本年6月の期末手当の現行1.4月を0.15月分凍結し、1.25月分の支給とし、勤勉手当の現行0.75月を0.05月分凍結し、0.7月分の支給とするもので、全体として0.2月分の支給を凍結するというものでございます。

また、再任用職員に対する期末手当の支給月数を現行の0.75月から0.05月分を凍結し、0.7月分の支給とし、勤勉手当の現行0.35月から0.05月分を凍結し、0.3月分の支給とするもので、全体として0.1月分の支給を凍結するというものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

**石井議長** これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第33号から議第35号の3議案は、総務文教常任委員会に付託し審査を願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時20分

再開 午後 3時30分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、日程第6、議第33号から日程第8、議第35号までの以上の3議案を一括議題といたします。

本3議案については、休憩中に総務文教常任委員会が開催され審議されておりますので、その結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古君。

阿古総務文教常任委員長 本日午前中の本議会におきまして総務文教常任委員会に付託されました3議案につきまして、休憩中に委員会を開催し慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第33号議案についてであります。

質疑では、民間の賃金の下落が非常に大きいため、臨時の人事院の特別調査が行われたが、その調査の結果はどういうものであったのかという問いに対し、2,669件の企業を抽出し対象にされた。対前年度比がマイナス14.9%であった。これは調査完了が75.6%という段階であり、暫定特別処置ということで、今回は凍結という形となったという答弁がありました。

また、今回の改正による影響額はどの程度になるのかという問いに対し、期末手当に対して142万円ぐらいの影響額になるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第34号議案についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第35号議案についてであります。

質疑では、今回の条例改正による影響額は幾らぐらいになるのかという問いに対し、部長級で本俸40万円、扶養1名という設定で約10万円のマイナス、課長級で本俸35万円、扶養1名という設定で約8万5,000円のマイナス、課長補佐級で本俸30万円、扶養1名という設定で約7万円のマイナス、3級で本俸25万円、約5万6,000円のマイナス、一般で約4万3,000円のマイナスとなり、一般職全体では、期末手当、勤勉手当合わせて一般会計では2,288万円、特別会計では195万円での、合わせて2,660万円の影響となり、単純に平均すると約7万500円の影響となるという答弁がありました。

また、葛城市のラスパイレス指数は、平成17年の調査では89.7であったものが90.1と少し上がったが、県下市町村の中では下から11番目の低い指数であるが、こういった状況に置かれている葛城市の職員の待遇改善の必要性というものについてはどのようにお考えかという問いに対し、努力している職員がそれなりに評価される人事評価制度の導入を検討していきたい。また、今、各市で取り組まれているのは給与ベースを下げることにについて検討しているところがほとんどであり、葛城市が置かれている財政状況の中では今のところ引き上げる要因はない。市民の税金で運営をしているので、市の財政状況等を見ながら考えていかなければならないという答弁がありました。

また、関連して、今後どういうふうにご考えておられるのかという問いに対し、現在調査中

のところもあり、この経済不況は一部では底を打ったのではないかという報道もあるが、それが市場にあらわれてくるものがまだ時間がかかるであろうと思う。また、未知数のところもある。人事院や県もそれをかんがみながら調査を進め、勧告という形になってくるかと思うが、それを先取りしてということもできないので、今後の推移を見ていながら考えていきたいと思う。現在はまだ先のことはわからないという答弁がありました。

反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

**石井議長** 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入りますが、討論・採決は1議案ごとに行います。

日程第6、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

**高井議員** 議第35号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することにつきまして、

反対の立場で討論をさせていただきます。

毎年8月に実施されております通常の勧告と異なり、アメリカ発の金融危機に端を発した世界的不況のもとで民間の賃金の下落が大きいとし、6月1日の支給基準日に間に合わせるための臨時的勧告が出されました。葛城市も同様に夏季一時金0.2カ月分の引き下げを行うというものであります。しかし、民間企業への特別調査自身も部分的であり、夏の一時金を決定しているところもわずかであり、何を根拠とされたのか妥当性も乏しいものというふうに思います。

今回行われました一時金カットという異例の臨時勧告は、政府・与党が減額を求めているもので、人事院がこれに追随をし、内需拡大による景気回復に逆行する勧告を行ったと言えるものであります。

また、今回の削減は、民間中小企業の賃金の抑え込み、地域の最低賃金にも大きな影響を与えることとなります。民間給与を参考にして公務員の給与の改定を行う人事院勧告制度そのものが民間給与を引き下げる方向に働き、結果として公務員給与をさらに引き下げ、民間給与や国民所得を抑え込む、こういった結果しかもたらさない、まさに賃下げの悪循環となっており、それを断ち切ることが必要であります。日本経済にとって内需の拡大による景気回復が求められ、そのための政府の補正予算だと言いながら、日本経済の6割を占める国民の消費購買力を冷やすことになる今回の一時金削減は、政府・与党の矛盾した態度と言わなければならないと思います。

今、公務員は民間企業の厳しさ、住民生活の困難さを深刻に受けとめ、責務である住民全体の奉仕者として働くことに邁進することが強く求められていることは言うまでもありません。賃下げの悪循環を断ち切り、住民福祉増進の立場で働く公務労働者の処遇改善の観点から、本条例改正には賛成できないものでございます。

以上です。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

11番、岡島君。

**岡島議員** 賛成の立場で討論させていただきます。

このたびの改正につきまして、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、民間の一時金の減少は極めて異例の事態であることから、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいとの人事院勧告を重く受けとめた国の措置に準じたものであり、妥当なものであると考え、賛成の討論といたします。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

石井議長 起立多数であります。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

日程第9、閉会中の継続調査並びに継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。また、決算特別委員長から、同じく葛城市議会会議規則第104条の規定により、平成20年認第1号についての閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、所管事務について閉会中の継続調査とし、認第1号について閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査並びに継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして臨時会を閉会するわけですが、来月には6月定例議会も控えておりますので、引き続きご協力よろしくお願い申し上げます。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきたいと思っております。

本日は、議員の皆様方におかれましてはお忙しいところ万障繰り合わせご出席いただき、また、我々が提出させていただきました6議案につきまして慎重審議していただきました。全て可決、承認をいただいたわけでございます。心より御礼を申し上げたいと思っております。

今回提出させていただいた議案の中で、我々の職員また議会議員の皆様方の報酬、期末の手当につきまして削減するというところでございます。これは皆さんご承知おきのとおり、日本全体がこの不景気の波にのまれておるこの状況の中でいたし方なくさせていただいているということもよく承知をいただいているところと思っておりますけれども、私といたしましても、公務員の本給というところに対しましては、できるだけ削減ということなしに努力をしていきたい。そのほか無駄なところをできるだけなくして行って、葛城市の財政状況を好転させていくことができるように、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

また、最後になりますけれども、冒頭のところにもあいさつを申し上げました新型インフルエンザの問題でございます。最近発症の人数も少なくなってきた、日々報道される件数も少なくなってきたと思っておりますけれども、予断を許すことはできないという状況でございます。万が一県内に、また近隣に、当市にこの患者が出てくるやもしれない。次の議会までの間にそういったことが起こりましたら、我々もすぐに本部を立ち上げておりますので、対処させていただいて、その場合に、議会議員さんにご連絡させていただく前に学校の休校なり何なりという処置をとらせていただくことがあるやもしれませんが、その場合は緊急の場合だということでご了解をいただきたいと思います。

本日いただきました皆様方のご意見も含めて、一生懸命我々努力して行政運営してまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、閉会に際しましての私のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

**石井議長** 以上で、平成21年第1回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞さんでございました。

閉 会 午後3時47分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 石 井 文 司

署 名 議 員 朝 岡 佐 一 郎

署 名 議 員 南 要